

海外事業に係る会議における通訳作業

仕様書

## 1. 目的

本件は、海外事業者等との事業における契約締結に向けた交渉や契約履行管理において必要となる海外事業者等との交渉会議等における通訳を依頼するものである。

## 2. 作業実施場所

東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 19F

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

東京事務所内

海外事業統括部

他、先方会議室等

## 3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4. 作業内容

受注者は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）からの発注指示を受けた場合、次の海外事業者等との交渉会議等への通訳者 1 名を原則として対面にて参加させ、日英・英日逐次通訳（説明内容・質疑応答）を行うこと。また、原子力機構からの求めにより、海外事業者等との会議等の前に原子力機構との事前打合せが必要な場合は、これに参加すること。事前打合せは原則として会議開催当日に行うものとする。

（1）海外事業者等との交渉会議（事前打合せを含む） 80 回程度

※回数は予定であり、変動する可能性がある。

※会議開催時間は原則として日本時間 9~22 時の間の連続する 3 時間以内とするが、協議の進展によっては 3 時間を超える場合もある。また、22 時以降も延長となる場合がある。

※原子力機構は、打合せ日程確定後、原則として会議日の 3~4 日前までに受注者に会議日、開始時間、会議情報を速やかに通知する。

（2）会議等開催形態：

原則として、通訳者は、海外事業者と原子力機構とのオンライン会議に、原子力機構の会議出席者と同じ場所（東京都内の会議室、原子力機構東京事務所等を想定）で出席するものとする。

共通言語：英語

逐次通訳：海外事業者からの説明内容・質疑応答（英⇒日）

原子力機構からの説明内容・質疑応答（日⇒英）

## 5. 業務に必要な要件

科学技術分野における海外事業者等との商談、交渉会議の逐次通訳の実務経験を10年以上有すること。

※ただし、契約締結後、原子力機構が指定する日程にて通訳派遣を依頼する際、受注者が合理的努力を以てしても上記の要件を満たす通訳者の日程を確保できない場合は、双方協議の上、受注者は、可能な範囲で上記の要件に近い通訳者を確保する合理的努力を果たすものとする。

## 6. 提出書類

No.	書類名	指定様式	提出時期	部数	備考
1	従事者名簿	指定なし	発注指示後速やかに	1部	—
2	業務報告書	指定なし	発注指示を受けた業務完了後速やかに	1部	—
3	その他原子力機構が必要とする書類	—	適宜	必要部数	—

(提出場所)

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765-1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
本部内 海外事業統括部

## 7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認及び原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

## 8. 精算

(1) 契約形態は単価契約とし、毎月の検収済作業実施数量により精算する。  
(2) 作業実施時間の対象は、原子力機構の指定する集合時間から解散時間までとし、移動時間は含まない。ただし、東京23区外での会議開催の場合は移動時間を含むものとする。

### (3) 出張費

① 東京23区内で会議が開催される場合：単価にて契約し、毎月の実績数量により精算する。  
② 東京23区外で会議が開催される場合：原子力機構は次のとおり実費額を支払うものとする（消費税を含む額）。

#### ア 交通費

最も経済的な通常の経路及び方法により算出した費用とする。

（グリーン料金を除く。）

#### イ 宿泊費

1泊 14,410円を上限とする。

（宿泊施設から現地への移動に要する交通費を含む。）

(4) 原子力機構から受注者に対して日程確定の連絡及び書面による作業指示を行つ

た後に原子力機構の都合により作業指示を取り消す場合のキャンセル料については、契約締結時に協議の上、定めるものとする。

## 9. 機密情報

受注者は、法令ならびに原子力機構の規程類を遵守するとともに、本業務において知り得た情報やデータ等の管理を適正かつ厳格に行い、許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務では原子力機構が締結する契約に関わる秘密情報を取り扱う性質上、受注者はセキュリティ対策の不備に起因する秘密情報の外部漏洩、コンピュータウイルス、不正アクセス行為など様々なセキュリティ事象に備えた万全の対策を講じること。また、原子力機構担当者が許可した所定の作業場所に限り秘密情報の取り扱いを認めるものとし、受注者は所定の作業場所において秘密情報の保護に厳に努め業務を遂行すること。

## 10. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、作業の遂行にあたり、原子力機構との連絡を密にしてその円滑な遂行に努めること。
- (3) 受注者は、4. に記載の会議開催回数に変更が生じた場合でも異議を申し立てないこと。
- (4) 原子力機構は、事前に会議資料を受注者に提供するものとする。(当日の場合もあり)
- (5) 会議内容について、議事録作成を目的として録音する場合があることを、受注者は承諾するものとする。なお、原子力機構は、議事録作成後に音声記録を速やかに削除するものとする。
- (6) 4. に記載のとおり、原則として原子力機構側会議出席者と同じ場所で会議に出席するものとするが、仮に原子力機構がオンラインでの出席を指示した場合、オンラインシステムは受注者にて用意するものとする。主に Webex もしくは Zoom での会議となるため、Webex 及び Zoom での接続を確保すること。
- (7) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。

## 11. 協議

本契約の締結後、突発的な情勢の変化等が生じた場合、及びその他仕様書に定めのない事項については、その取扱いについて原子力機構と協議の上、決定するものとする。

以上

## 内訳表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

日付2025/00/00

## 会社名

NO.	項目	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
1	外国企業等との交渉会議 半日基本料金 (日本時間9時～22時の間の3時間以内)		80	回		0
2	外国企業等との交渉会議 1日基本料金 (日本時間9時～22時の間の8時間以内)		3	回		0
3	外国企業等との交渉会議 上記1にかかる追加料金(拘束時間が3時間を超える場合、1時間ごとの追加料金。上記1と本追加料金の合計が上記2を超える場合は2を適用。)		6	時間		0
4	外国企業等との交渉会議 上記2にかかる追加料金(拘束時間が8時間を超える場合、1時間ごとの追加料金)		3	時間		0
5	外国企業等との交渉会議 深夜割増料金(上記1,2が22時以降に及んだ場合の22時以降の深夜割増)		1	時間		0
6	交通費(受注者所在地～東京23区内会議開催場所の移動に要する交通費(片道)) ※東京23区外で会議が開催される場合は下記6-1を適用する。		100	回		0
7	日当(東京23区外への日帰り出張であり、移動時間を含む拘束時間が午前から午後におよび場合を想定)		3	回		0
合計(入札金額)						¥0

※ 上記太枠部分について、単価及び金額を記載すること。

※ 上記金額には、消費税は含まないこと。

6-1	交通費(東京23区外で会議が開催される場合) (出発地、着地は受注者所在地)	実費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算した額とする(領収書の写しを添付すること)
-----	---	--

注1) 交渉会議開始前に機構の要望により事前打合せを実施する場合は、事前打合せ時間も含めて3時間以内とする。

注2) No.1～5に記載の時間は集合時間から解散時間までとし、移動時間は含まない。(ただし、23区外での会議開催の場合は移動時間も含む。)

注3) 拘束時間が3時間以内であっても、正午から13時を含む場合はNo.2の1日基本料金を適用する。